

平成30年3月29日

放送受信契約の未契約世帯への訴訟予告通知の発送について

- 平成30年3月27日、愛媛県の未契約世帯1件に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底するため民事訴訟を提起することとしています。
- これ以上営業現場での対応を重ねても契約していただくことが困難と判断した愛媛県の未契約世帯については平成30年2月5日に松山放送局受信料特別対策センターに担当窓口を変更し、さらに対応を重ねてまいりました。このうち、どうしてもご理解いただけない1件につきまして、平成30年3月27日に民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに339件の民事訴訟の提起を行いました。このうち、166件については、受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただいたことなどから、訴えを取り下げました。また、71件については、契約と受信料の支払いに応じていただく和解となりました。66件については、いずれもNHKの請求を認める判決が確定しています。

残る36件については、現在係争中です。